




つくばみらい市規則第**21**号

つくばみらい市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年 **7**月**26**日

つくばみらい市長 

つくばみらい市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「屋外広告物自己点検書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改め、同項を同条第4項に改める。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

3 県条例第9条の2第2項の規定による点検について、第1項の規定による許可の更新を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に行わせるなければならない。

(1) 県条例第21条の2の規定により広告物等を管理する者を置く広告物であって建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第3号に該当するもの次に掲げる者

ア 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

イ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

エ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第3項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者に限る。）

(2) 県条例第21条の2により広告物等を管理する者を置く広告物等（前号に掲げる広告物等を除く。）前号に掲げる者又は県条例第21条の2第2項各号のいずれかに該当する者

(3) 第1号及び前号以外の広告物等 前号に掲げる者又は当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者

様式第5号（第4条関係）を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のつくばみらい市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則（次項において「改正前の規則」という）の規定によりなされた申請その他の手続きは、この規則による改正後のつくばみらい市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則によりなされたものとみなす。
- 3 改正前の規則に基づく用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。